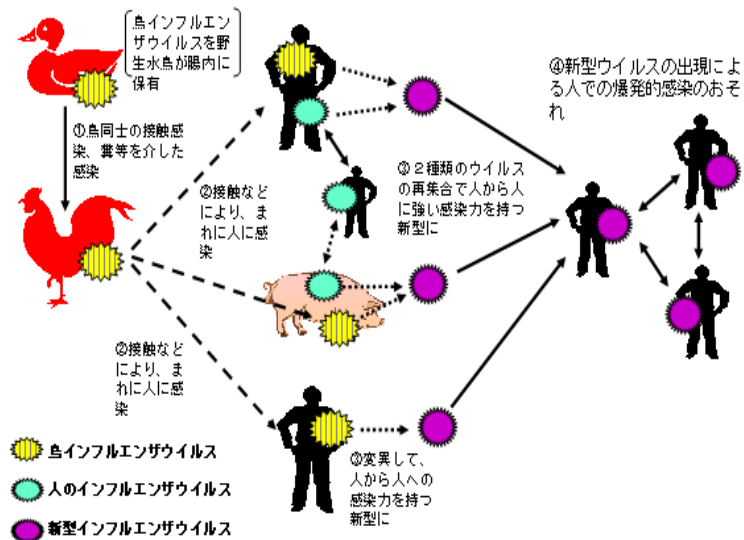


新型インフルエンザ等対策に関する業務計画

鳥インフルエンザと新型インフルエンザの関係



目次

第1章 総 則	(第1条—第4条)
第2章 新型インフルエンザ等対策の実施体制	(第5条—第12条)
第3章 新型インフルエンザ等対策に関する事項	(第13条—第15条)
第4章 その他	(第16条—第17条)

第1章 総則

(計画の目的)

第1条 この計画は、新型インフルエンザ等対策特別措置法(平成24年法律第31号。以下「特措法」という。)第9条第1項の規定に基づき、壱岐・対馬フェリー株式会社(以下、「会社」という。)における新型インフルエンザ等対策の実施に資する事を目的とする。

なお、新型インフルエンザ等対策に関する業務(以下、「新型インフルエンザ等対策業務」という。)は、現行法令で定められた業務の範囲で適法に実施し得る事のみを行えば良く、其れを越えた業務の実施を行う必要はないものである。

(基本方針)

第2章 会社は、新型インフルエンザ等の発生時に於いて、特措法その他の法令、新型インフルエンザ等対策政府行動計画(平成25年6月7日閣議決定。以下、「政府行動計画」という。)国土交通省新型インフルエンザ等対策行動計画(平成20年3月25日制定)福岡県新型インフルエンザ等対策行動計画(以下、「福岡県行動計画」と言う。)、長崎県新型インフルエンザ等対策行動計画(以下、「長崎県行動計画」と言う。)及び本計画に基づき、国民生活及び国民経済に及ぼす最小となるよう、国民の協力を得つつ、他の機関と連携協力し、会社の業務に関する新型インフルエンザ等対策の的確かつ迅速な実施に万全を期するものとする。

(計画の運用)

第3条 本計画の想定は、福岡県行動計画及び長崎県行動計画に基づく想定とし、次の通りとする。

(1)国民の25%が、流行期間(約8週間)にピークを作りながら順次罹患する。罹患者は、1週間から10日程度罹患し、欠勤にする。罹患した従業員の大部分は、一定の欠勤後、治癒し免疫を得て職場に復帰する。

(2)ピーク時に(約2週間)従業員が欠勤する場合は、従業員自身の罹患の他、家族の世話、看護等の為(学校、保育施設等の臨時休業や、一部の福祉サービスの縮小

家庭での療養等による)、出勤が困難となる者、不安により出勤しない者が居る事を見込み、ピーク時には従業員の最大 40%欠勤する。

(用語の定義)

第 4 条 この計画において使用する用語の意義は、次の通りとする。

(1) 新型インフルエンザ等

感染症法第 6 条第 7 項に規定する新型インフルエンザ等感染症及び同条第 9 項に規定する新感染症(全国かつ急速なまん延のおそれのあるものに限る。)をいう。

(2) 新型インフルエンザ等対策

国民の生命及び健康を保護し、並びに国民生活及び国民経済に及ぼす影響が最小となるようにする為、国、地方公共団体並びに指定公共機関及び指定地方公共機関が特措法及び感染症法その他の法律の規定により実施する措置を言う。

(3) 新型インフルエンザ等緊急事態措置

特措法第 32 条第 1 項の規定により同項に規定する新型インフルエンザ等緊急事態宣言がされた時から同条第 5 項の規定により同項に規定する新型インフルエンザ等緊急事態解除宣言がされる迄の間において、国民の生命及び健康を保護し、並びに国民生活及び国民経済に及ぼす影響が最小となるようにする為、国、地方公共団体並びに指定公共機関及び指定地法公共機関が特措法の規定により実施する措置を言う。

第 2 章 新型インフルエンザ等対策の実施体制

(対策本部の設置)

第 5 条 社長は、福岡県又は長崎県に新型インフルエンザ等対策本部(それぞれ「福岡県対策本部」、「長崎県対策本部」という。)が設置された場合は、新型インフルエンザ等に

対する会社の対応を協議する為、本社対策本部(以下、「対策本部」という。)を設置する。

- 2 社長は、前項の規定にかかわらず、必要があると認める場合は、対策本部を設置する指示をする事が出来る。

(対策本部長)

第6条 対策本部長は、社長とする。

(構成員)

第7条 対策本部の構成員は、別表第1の通りとする。

(事務局)

第8条 対策本部の事務局を総務部に置き、運航部長を事務局長とする。

(対策本部長の任務)

第9条 対策本部長、対策副本部長、事務局長及びその他対策本部の構成員(以下、「本部員」という。)の任務は次の通りとする。

(1)対策本部長は、対策本部を統括する。但し、対策本部長に事故がある場合は、別表第1に定めた対策本部副本部長の記載順位により、対策副本部長が代行する。

(2)対策副本部長は、対策本部長の補佐をする。

(3)事務局長は、対策本部の運営を統括する。

(4)本部員は、対策本部に於ける決定事項を実施し、その状況等を対策本部に報告する。

(情報収集及び共有体制)

第10条 会社は、平素から国内外の新型インフルエンザ等に変異する恐れがある感染症の対応状況や医療体制等に関する情報について、国、地方公共団体、世界保健機構等から情報を入手する体制を整備し、発生時においては、その情報を早急に従業員に周知する体制を確保する。

- 2 会社は、平素から関係船舶の就航状況を把握する体制を整備し、新型インフルエンザ等の発生の疑いのある地域に就航或いは就航予定船舶について、対策本部と船長間において情報を共有できる体制を確保する。

(対策本部の解散)

第 11 条 対策本部長は、福岡県対策本部又は長崎県対策本部が廃止された場合には、対策本部を解散する。

- 2 対策本部長は、第 5 条第 2 項の規定に基づき、対策本部を設置した場合であって、対策本部で協議する必要がないと判断した時は、対策本部を解散する。
- 3 対策本部が解散された後において、新型インフルエンザ等への対応に関し、協議を必要が生じた場合は、本社に置いて協議する。

(対策本部の解散)

第 12 条 会社は、平常時から新型インフルエンザ等対策業務を実施する上で不可欠となる国土交通省海事局内航課、福岡県保健医療介護部保健衛生課・長崎県医療政策課と発生時に於ける連携などについて協議する。

第 3 章 新型インフルエンザ等対策に関する事項

(業務内容及び実施方法)

第 13 条 会社は、第 3 条の想定を踏まえ、新型インフルエンザ等対策業務として別表第 2 に従い、貨物の運送を適切に実施する。

- 2 会社は、国、及び地方公共団体から食糧等の緊急物資の運送の要請があった場合は、会社の緊急物資運送の可能な船舶についての動向を確認すると共に、国土交通省海事局内航課及び福岡県保健医療介護部保健衛生課・長崎県医療政策課と十分調整した上で、適切に実施できる体制を確保する。
- 3 緊急物資を運送する船舶の運航に当たっては、運航に関する事業者の協力を前提に、適切な体制を確保する。

(人員計画)

第 14 条 会社は、別表第 2 に定めた業務内容に応じた人員計画により新型インフルエンザ等対策業務を適切に実施する。

(感染対策の検討及び実施)

第 15 条 会社は、38 度以上の発熱や咳、全身倦怠感等の症状のある従業員に対して、年次有給休暇等により出社しないように促す事を検討する。

2 会社は、従業員が罹患^{りかん}した疑いがある場合、又は罹患^{りかん}の診断を受けた場合は、汚染防止の為、年次有給休暇取得等により出社しないように促すと共に就業禁止を検討する。

3 会社は、従業員の家族罹患^{りかん}した疑いがある場合、又は罹患^{りかん}の診断を受けた場合は、感染防止の為に、年次有給休暇取得等により出社しないように促すと共に就業禁止を検討する。又出社している従業員に対しては、こまめな手・指・消毒、マスクの着用を義務付ける。

4 会社は、第 2 項及び第 3 項場合で従業員又は家族が罹患^{りかん}の診断を受けた時、従業員に別紙 1 の「新型インフルエンザ等感染者発生時の報告書」を所属長を經由して総務部まで提出させるものとする。

5 会社は、感染症防止の為、各船舶及び各事業所等に手・指・消毒剤、不織布マスク、ゴム手袋(本船及び港各営業所)を配備するものとする。

第 4 章 その他

(教育及び訓練の実施)

第 16 条 会社は、平素から正しい知識を習得し、従業員への周知に努め、的確な新型インフルエンザ等対策業務の実施が可能となるように訓練の実施に努めると共に、国又は地方公共団体が実施する新型インフルエンザ等対策業務について訓練へ参加するよう勤めるものとする。

2 新型インフルエンザ等対策とその他訓練について共通の措置がある場合には、必要に応じて新型インフルエンザ等対策業務に付いての訓練とその他訓練とを有機的に連携させるように配慮する。

(計画の見直し)

第 17 条 会社は、適時にこの計画の内容につき検討を加え、必要があると認める場合は変更するものとし、変更を行った場合は、軽微な変更である場合を除き、福岡県知事及び長崎県知事に通知するものとし、その、要旨の公表を行う。

2 前項の計画の変更に当たり、必要があると認める場合はこの計画の元で業務に従事する者等の意見を聴く機会を確保する他広く関係者の意見を求める様、勤めるものとする。

別紙1 (第15条関係)

吉岐・対馬フェリー株式会社

新型インフルエンザ等感染者発生時の報告書

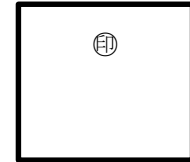
下記に記入後(所属長等代筆可)、所属長を経由して総務部に提出して下さい。

届出日：平成 年 月 日

届出責任者(所属長)

発症日

平成 年 月 日



部署名

氏名

<同居家族>

氏名

続柄

別表第1 (第7条及び9条関係)

本社対策本部及び本社対策本部の組織

各部署	本社対策本部
対策本部長	社長
対策副本部長	営業総括役員(営業部部长)
本部員	運航管理部次長、経理課長
事務局長 / 事務局	運航管理部部長

別表第2 (第13条及び14条関係)

○新型インフルエンザ等対策業務に直接かかわる業務及びその人員配置の考え方は次の通りとし、船員出勤率が低下してきた場合、運航は絶対ですので100%です。しかし陸上作業等は60%位迄作業する。県行動計画に基づく発生段階(未発定期、海外発定期、県内未発定期～県内発生早期、県内感染期、小康期)にあわせて、各部署職員の出勤率を確定し、段階ごとに閉鎖する業務を記載します。

各担当部署	人員配置の考え方(出勤率)
船舶運航(船員等)	100%
運航管理者及び副運航管理者(運管補助者)	40%
乗船手続(陸上社員)	30%
荷役業務(陸運作業部)	60%

※格項目の割合については、通常時と発生時と比較した場合の割合を表示している。

記入日 平成27年5月20日

国民保護に係る緊急連絡・情報提供先

(関係指定公共機関・指定地方公共期間)

平成27年5月20日現在

機 関 名 吉岐・対馬フェリー株式会社

作成者氏名 真崎 浩一郎

○県からの緊急連絡・情報提供先

部署名	運航部
担当者の職・氏名	部長 増山 時光 (マスマ トキミツ)
電話番号	092-715-3121
FAX 番号	092-715-3122
電子メールアドレス	会社 PC masuyama@iki-tsushima.com 携帯 masuyama.iki-tsushima@docomo.ne.jp

※電子メールアドレスは、パソコンの電子メールを記入願います。

○夜間・休日緊急連絡先

優先順位	氏名	電話番号	種別	種別
			自宅	携帯
第1連絡先	増山時光	携帯 080-6442-6084		○
第2連絡先	松尾慶太	携帯 090-6297-5974		○
第3連絡先	真崎浩一郎	携帯 080-8571-0219		○

※「種別」については、該当するものに○で記入してください。

○今後、連絡先が変更となる予定がありましたら、わかる範囲で時期等をお教願います。

現在はなし